

「第 5 次渡名喜村総合計画の後期基本計画」及び「第 3 次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」策定支援業務 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

「第 5 次渡名喜村総合計画の後期基本計画」及び「第 3 次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」策定支援業務（以下、「本件業務」とする。）

(2) 目的

本業務は、本村における「第 5 次総合計画の前期基本計画（以下、現行基本計画）」及び「第 2 次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」の計画期間が終了することから、計画期間を令和 9 年度～令和 13 年度とした、新たな「第 5 次総合計画の後期基本計画」及び「第 3 次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」の策定を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

詳細は別添「第 5 次渡名喜村総合計画の後期基本計画」及び「第 3 次渡名喜村人口ビジョン及び総合戦略」策定支援業務公募型プロポーザル仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

(5) 提案上限額

18,264,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、委託金額の上限を示すためのものである。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県に本店（本社）及び支店を有すること。
- (2) 本件業務の実施に当たって、必要時に現場へ職員の派遣を行い、調整を行えるものであること。
- (3) 地方自治体が実施する、本件業務と同内容の事業について、沖縄県内にて受託実績を有するもの。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3. 実施スケジュール

内容	期日
公示	令和 7 年 6 月 19 日（木）
仕様等に関する質疑	令和 7 年 6 月 19 日（木） ～6 月 25 日（水）
質疑に対する回答	令和 7 年 6 月 30 日（月）
応募書類の提出期限	令和 7 年 7 月 17 日（木）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 25 日（金）
結果通知	令和 7 年 7 月 30 日（水）
契約締結	令和 7 年 8 月 5 日（火）

(1) 公示

- ① 公示期間 令和 7 年 6 月 19 日（金）より開始

(2) 仕様等に関する質疑

- ① 問合期間 令和 7 年 6 月 19 日（木）～ 6 月 25 日（水）17 時まで
- ② 問合方法 電子メール
- ③ 問合先 渡名喜村役場総務課 翁長
y-onaga@vill.tonaki.lg.jp
- ④ 回答日時 令和 7 年 6 月 30 日（月）までに電子メールにて回答する。

(3) 応募書類の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 7 月 17 日（木）17 時必着
- ② 提出書類 イ. 参加申込書（様式 1）
ロ. 企画提案書
・内容は仕様書を参照すること。
・任意様式、A4 サイズ
ハ. 積算書（様式 2）・積算内訳（任意様式）
ニ. 誓約書（様式 3）
ホ. 履歴事項全部証明書（複写可）
ヘ. 印鑑証明書（複写可）

ト．県税（法人事業税及び法人県民税）の未納がないことを示す納税
証明書（複写可）

チ．直近２年分の決算書（複写可）

③ 提出部数 正本１部、副本７部（副本は社名等を特定できる情報を削除すること）

④ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）

⑤ 提出先 イ．住所：〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917-3

ロ．宛先：渡名喜村役場総務課 翁長

（４）プレゼンテーション審査

① 実施日 令和７年７月２５日（金）１３時３０分（予定）

② 場所 渡名喜村役場

③ 内容 提案内容のプレゼンテーション １５分、質疑応答 １５分

④ その他 イ．プレゼンテーション審査を行う時間帯については、後日連絡する。
ロ．プロジェクター及びスクリーンは渡名喜村で用意するが、パソコン
等は各自で用意すること。

（５）結果通知

令和７年７月３０日（水）までに電子メールにて行う。

４．審査及び評価

（１）企画提案書に求める内容

企画内容に求める内容は以下の通りとする。

① 会社概要（連絡先を記載すること）

② 業務実施方針・実施フロー

③ 現状分析・将来予測の調査手法

④ 村民及び庁内の意見集約の方法

⑤ 各種会議運営の方法

⑥ 実施体制・スケジュール

⑦ 類似業務の実績

⑧ 見積書及び内訳書

⑨ その他独自提案

（２）審査方法

・審査は、本件業務の審査委員会が行う。

・審査は、提出された応募書類の書類審査及びプレゼンテーション審査により実施する。

- ・参加者が多数の場合は、書類審査により 5 社程度を選定し、プレゼンテーション審査を実施する。

(3) 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 技術力（専門性や類似業務実績が十分にあること）
- ② 適合性（事業の趣旨と企画提案の内容が合致していること）
- ③ 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- ④ 具体性（企画提案の内容が具体的かつ効果的であること）
- ⑤ 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

(4) 受託候補者の選定

評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

5. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を締結する。

(2) 契約保証金

免除する

(3) 契約書作成の要否

要

6. その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、本件業務のプロポーザルの審査以外の目的には使用しない。
- (3) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の著作権は参加者に帰属するが、渡名喜村役場が本件業務のプロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (5) 本件業務のプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本件業務のプロポーザルは受託候補者の選定を目的とするものであり、契約後の業務においては、必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 本要項に定めのない事項については、渡名喜村役場と協議の上決定する。

7. 問い合わせ先

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3

渡名喜村役場 総務課 担当：上原、翁長

電話：098-989-2002（直通）

E-mail：y-onag@vill.tonaki.lg.jp